平成２５年（フ）第６７号
岐阜県可児市土田5096番地３　フォーブル藤田105、前住所岐阜県可児市大森1501番地2902
債務者　溝口つる代
1　決定年月日時　平成25年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第１３９号
三重県津市久居明神町2752番地３
債務者　森下由佳利（旧姓三橋）
1　決定年月日時　平成25年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで　津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２２１号
京都府宇治市木幡平尾35番地の49
債務者　山下万里子
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４５号
兵庫県明石市大久保町高丘３丁目１番地の２　34棟507号、前住所神戸市北区北五葉４丁目12番８号
債務者　成合まゆみ（旧姓横田）
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第８９号
山口県下関市関西町７番19号
債務者　右田真理子
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１５１号
宮崎市霧島５丁目14番地６　ふそうアパート103号、前住所宮崎市大塚町窪田3314番地１サガヤビル302号
債務者　黒木眞貴子
1　決定年月日時　平成25年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１８号
宮崎県日南市南郷町中村乙2372番地４
債務者　脇本　美紀
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで　宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
宮崎県日南市西弁分４丁目６番地19
債務者　谷口　晶彦
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで　宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２５年（フ）第１４７号
神戸市西区岩岡町西脇1107番地の１、前住所兵庫県丹波市山南町野坂158番地　グリーンハイツ202号
債務者　板野　淳子
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第４６６号
北九州市小倉南区湯川３丁目７番３号
債務者　田川　将崇
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４７１号
北九州市八幡西区折尾４丁目18番10号　102号
債務者　木下　清治
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第９９号
青森県青森市浪岡大字浪岡字平野61番地１
債務者　工藤　正春
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１２８４号
愛知県東海市名和町寝覚146番地　クオリティハイム寝覚202号
債務者　大野　道子
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４３６号
北九州市八幡西区若葉３丁目22番13―205号
債務者　大嶋　豊文
1　決定年月日時　平成25年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４４４号
北九州市小倉北区神幸町４番12号　ガーネットホーム206号
債務者　荻山　正人
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４５７号
北九州市小倉南区下城野１丁目12番32号
債務者　樋口　貴彦
1　決定年月日時　平成25年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４６５号
北九州市若松区下原町11番17―201号
債務者　小田　修也
1　決定年月日時　平成25年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４８０号
北九州市若松区東二島３丁目22番13号
債務者　城間　　修
1　決定年月日時　平成25年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部